

輸出国の「隠れた」農業保護の計量-様々な輸出補助金相当額

安達, 英彦
九州大学大学院生物環境科学府

鈴木, 宣弘
九州大学大学院農学研究院

<https://doi.org/10.15017/4392>

出版情報 : 九州大学大学院農学研究院学芸雑誌. 61 (1), pp.133-143, 2006-02-01. 九州大学大学院農学研究院
バージョン :
権利関係 :

輸出国の「隠れた」農業保護の計量—様々な輸出補助金相当額

安達 英彦^{1*}・鈴木 宣弘

九州大学大学院農学研究院農業資源経済学部門農業関連産業組織学講座農業計算学研究室
(2005年10月18日受付, 2005年11月16日受理)

Measuring the Export Subsidy Equivalent in Food Exporting Countries

Hidehiko ADACHI^{1*} and Nobuhiro SUZUKI

Laboratory of Quantitative Analysis of Agribusiness Organization,
Division of Industrial Organization of Agribusiness,
Department of Agricultural and Resource Economics,
Faculty of Agriculture, Kyushu University,
Fukuoka 812-8581, Japan

はじめに

安達・鈴木 (2005) では日本が関税と国内価格支持に依存した農業保護国であるという見解に対して批判的な結論を提示し、日本のような輸入国の農業保護が過大に推計されている可能性を示し、既存の農業保護指標が再検討されるべきであることを論じた。本稿では、その議論をさらに進めて、輸出国側の農業保護額が過小に評価されている可能性について検討する。それは、隠れた輸出補助金の存在に基づくものである。

2004年8月に成立したWTO農業交渉のドーハ・ラウンドの枠組み合意において、あらゆる形態の輸出補助金を一定の期限内に全廃することが合意されたとされている。しかし、関税の定義は明確なのに対して、輸出補助金の定義は曖昧な部分が多いため、輸出補助金としてWTO上は削減対象となっていない「隠れた」輸出補助金が存在する。これらを活用している国々は、それらがWTO上の輸出補助金に認定されることに激しく抵抗している。かりに、輸入国における関税削減が大幅に実現されることになった場合、このままでは、開放された輸入国市場に、「隠れた」輸出補助金で歪曲された安価な農産物がなだれ込むという不公平な状

況が生じかねない。

そこで、「隠れた」輸出補助金が輸出補助金として認定されるべきものであることを理論的に明確にし、かつそれを輸出補助金相当額として実証的に明示することによって、輸出国の農業保護の過小評価を是正することが極めて喫緊の研究課題となっている。

輸出補助金には生産者価格と輸出価格との差を政府が財政で負担する通常の(=WTO上削減対象の)輸出補助金の他に様々なタイプの「隠れた」輸出補助金が存在する。第一は鈴木・木下(2001)で指摘されている消費者負担型輸出補助金である。このタイプの代表的なものはカナダの乳製品輸出のように、高関税で輸入を抑え、国内では独占的生乳販売機関が政府の乳製品買取りによる乳価支持制度の下支えの下で、高い国内販売価格を設定し、余剰を低価格で輸出し、生産者には国内販売と輸出販売とをプールした加重平均価格を支払うものである。この場合、国内消費者が高く支払った部分の一部が輸出補助金として使われたとみなすことができる。広範囲でのプール価格制度がなくても、各生産者が販売枠(クォータ)を持ち、国内販売と輸出販売の両方を行っている場合には同様である。これは、正常価格(輸出国内の販売価格)より低い輸

¹九州大学大学院生物資源環境科学府農業資源経済学専攻農業関連産業組織学講座農業計算学研究室

¹Laboratory of Quantitative Analysis of Agribusiness Organization, Division of Industrial Organization of Agribusiness, Department of Agricultural and Resource Economics, Graduate School of Bioresource and Bioenvironmental Sciences, Kyushu University

*Corresponding Author (E-mail: adachi@agr.kyushu-u.ac.jp)

出価格で輸出する「ダンピング輸出」と言い換えることもできる。つまり、このタイプの輸出補助金は、ダンピングを「隠れた」輸出補助金として整理したものとイえる。このタイプには、カナダのような国内と輸出との価格差別のほか、カナダと類似しているが、アメリカの乳製品のように国内と輸出との区分が制度的には行われていないタイプ、豪州やNZのような輸出市場間の価格差別のケースといったバリエーションが存在する。

第二は、小林(2005)によって指摘されているもので、国内市場には歪曲を与えずに(つまり、輸出価格＝国内価格とみなせる)、財政支出(直接支払い)によって、国内販売分についてのみ、生産者手取り価格を実質的に支持するケースである。プール価格制度や個人別の国内販売と輸出との販売枠(クォータ)制度があれば、生産者は、直接支払いを含む国内販売と、直接支払いが行われない輸出販売との加重平均価格を実質的に受け取っていることになる。この場合も国内支持の一部が輸出補助として機能するという点で隠れた輸出補助金であるということができる。そのような事例としてはEUの砂糖輸出やインドの米・小麦輸出などがある。

アメリカの実質的輸出補助システム(穀物等への国内支持政策)は、第二のタイプの直接支払いが、国内販売のみならず、輸出販売も含めた全体に行われているケースとみなすことができる。つまり、通常(＝WTO上削減対象)の財政負担型の輸出補助金部分を明らかに含んでいるものといえる。これを、第三のタイプに分類する。

本稿では、まず、以上のような様々なタイプの「隠れた」輸出補助金を体系的に整理する。次に、それらの中のいくつかについて、実証的に輸出補助金相当額を試算する。第一のタイプの「隠れた」輸出補助金については、鈴木・木下(2001)でカナダの乳製品型、藤井(2005)で豪州の小麦ボード型が試算されている。このタイプについて、より幅広く検証するためには、ダンピングの存在をチェックすることが有益である。そこで、本稿では、カナダ、フランス、オーストラリア、ブラジル等の主に穀物を対象として国内価格と輸出価格との格差を検討する。第二のタイプの「隠れた」輸出補助金については、小林(2005)で試算されている。第三のタイプのアメリカの穀物等に対する実質的輸出補助金については、本稿において、その試算を試みる。

なお、これらとは別に、実質的な輸出補助金として機能することが指摘されている食料援助と輸出信用については、本稿では取り扱わない。

様々なタイプの「隠れた」輸出補助金の類型化と輸出補助金相当額の定義

「隠れた」輸出補助金とはUR農業合意では削減対象とされなかったが、輸出補助金と同等の効果を持つ措置のことであり、この効果額を数量化したものが輸出補助金相当額(Export Subsidy Equivalent: ESE)である。各タイプの輸出補助金の定義とESEの数量化方法はそれぞれ次のように整理できる。

1. 消費者負担型の「隠れた」輸出補助金

(1) カナダの乳製品型

カナダの乳製品型の消費者負担型輸出補助金は、図1に示されている。図1(a)のように、WTO上「クロ」の輸出補助金が生産者価格と輸出価格との差を財政(納税者)が負担するのに対して、カナダの乳製品型の消費者負担型輸出補助金は、図1(b)のように国内価格を高く設定することによって、消費者への隠れた課税を輸出補助金の原資としている。この場合、生産者は国内価格と輸出価格の加重平均(プール)価格を受け取ると考えることができるので、図1(b)の黒く塗りつぶした矩形の面積は斜線の矩形の面積に等しく、輸出補助金相当額を表している。国内販売量を Q_d 、輸出量を Q_m 、国内価格を P_d 、輸出価格(国際価格)を P_w 、プール価格を P_b とすると、輸出補助金相当額は

$$\begin{aligned} \text{ESE} &= (P_d - P_b)Q_d \\ &= (P_b - P_w)Q_m \end{aligned}$$

と書くことができる。

このタイプの「隠れた」輸出補助金については、ニュージーランド等からの提訴によりWTOのパネルが設置され、カナダのシステムが実質的に輸出補助金にあたるというWTOの裁定が下された。

(2) ニュージーランドの乳製品型

ニュージーランドの乳製品のように、国内販売量が輸出向け販売量に対して圧倒的に小さい場合は、国内販売と輸出販売との価格差別ではなく、輸出市場間における需要の価格弾力性の違いに基づいて、弾力的な(価格を下げると需要が大きく伸びる)市場の価格を低く設定することが考えられる。図1(b)で、()内のように、「国内」を「外国1」、「輸出」を「外国2」と置き換えると、この場合は、外国1の消費者が輸出補助金を負担していることになる。

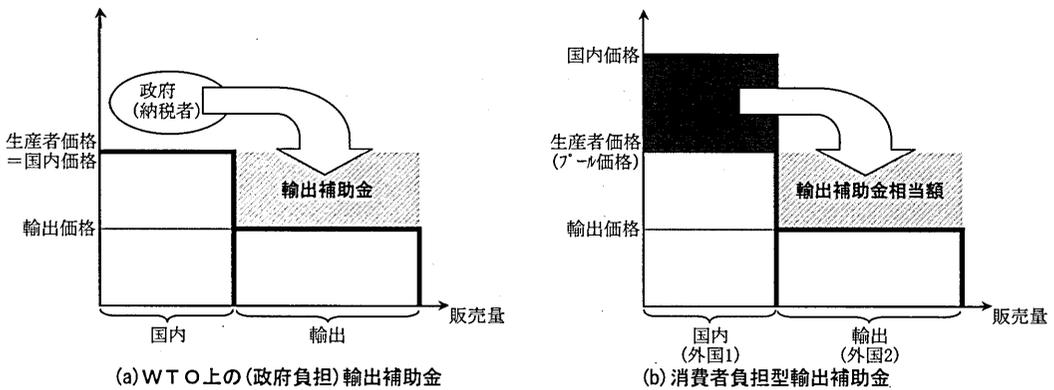


図1 WTO上の輸出補助金と消費者負担型輸出補助金

(3) 豪州の小麦ボード (AWB) 型

豪州の小麦のように、輸出国家貿易機関 (STE) である豪州小麦ボード (AWB) の民営化に伴って輸出事業と国内販売事業とが分割されたため、「価格差別を行った輸出市場からの平均収入 (輸出のプール価格) = 国内価格」が成立していると思ふのが妥当な場合はどう考えればよいだろうか。自国の STE が、輸出販売における排他的権限のみを残して、国内販売における排他的権限を失った場合 (STE による国内販売は可能) には、price-taker たる生産者は、STE からのプール価格と STE を通さない国内販売価格が等しくなるように、STE への委託量と個別の国内販売量を配分する。そして、輸出市場間においては、ニュージーランドの乳製品と同じように、輸出市場間における需要の価格弾力性の違いに基づいて、弾力的な (価格を下げると需要が大きく伸びる) 市場の価格を低く設定することが考えられる。図2で、外国1の消費者が輸出補助金を負担していることになる。

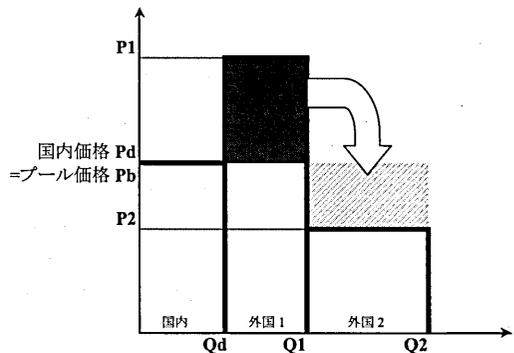


図2 豪州の小麦ボード (AWB) 型の消費者負担型輸出補助金

豪州型やニュージーランド型の輸出市場間の価格差別による「隠れた」輸出補助金については、実質的には、カナダと類似しているが、WTO に対する提訴は行われていないため、WTO としての判断は下されていない。豪州は、AWB のデータの提出を拒み、こうしたシステムが輸出補助金と認定されるのを「妨害」と言明している。

(4) アメリカの酪農型

アメリカの酪農には、カナダと類似の用途別乳価制度があり、大まかにいうと、需要の価格弾力性が小さ

い飲用向け乳価が高く設定され、加工原料乳価が低く設定される。生産者には、全米の11ブロックごとに加重平均乳価が支払われる。ここまでは、カナダとかなり似通っている。異なるのは、カナダは加工原料乳のうち輸出向け用途を特定しているが、アメリカではそのような特定された輸出向け用途は設けられていない点である。しかし、低く設定された加工向けのうち一部が輸出に回っている。したがって、図3で、斜線の矩形のうち輸出量にかかる部分 (ミシン目より右) は輸出補助金といえるのである¹。

ところが、この場合は、法律論的には、輸出補助金には認定しにくいのである。制度として輸出を条件として (export contingent) いないと、結果的に輸出支援に使われても、輸出補助金にはならないというのである。これは、後にみるアメリカの穀物等への実質

¹アメリカの酪農については、WTO に通報され、削減対象になっている通常の輸出補助金である DEIP (Dairy Export Incentive Program) も存在する。これは、図3で、DEIP と表示された矩形部分にあたる。

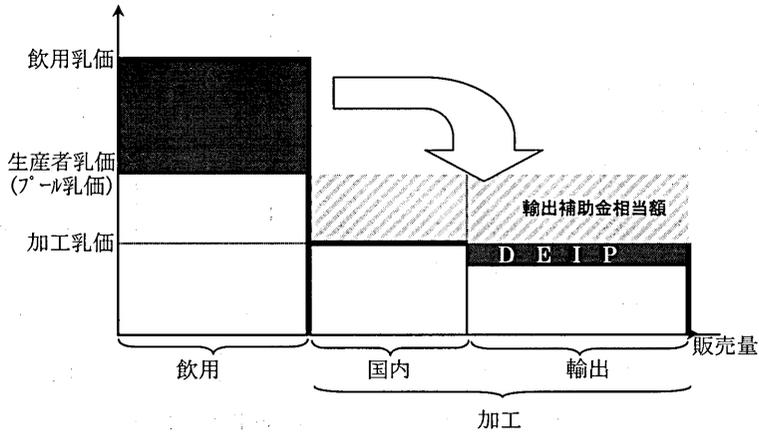


図3 アメリカの酪農型の消費者負担型輸出補助金

的輸出補助金でも同じ議論がある。

ただし、以上のような価格差別型の輸出補助金は、ダンピング輸出に対する規定で対処することも可能である。具体的には、アンチ・ダンピング関税の活用である。ダンピングにより輸入国内の産業に損害が生じる場合に、国内産業を保護するため、輸入品に対して正常価格（輸出国の国内価格）とダンピング価格の差額（ダンピング・マージン）の範囲内で割増関税を課すアンチ・ダンピング関税制度がWTO協定においても認められている。アメリカは、中南米や中国からの農産物輸入についても、頻繁にアンチ・ダンピング関税を発動している。

なお、アンチ・ダンピング関税と類似の報復関税制度として、相殺関税制度がある。相殺関税制度は輸出国の輸出補助金を受けた輸入品に対して、国内産業保護のために補助金額の範囲内で割増関税を課す制度であり、WTO協定に基づいて定められている。

2. 国内販売への直接支払いによる「隠れた」輸出補助金

当該国を潜在的な輸入国とする。つまり、保護が一切ない場合、国際価格＝国内価格の下では、輸入が生じるという状況を想定する。ここに、生産者刺激的な（デカップルされていない）直接支払いによって、実質的な生産者の手取り価格が P_d^p ($P_d^p > P_w$) となるような国内支持政策を実施すると、国内生産が増加し、輸入量は減少する。やがて、 P_d^p の水準が高くなると、国内需要を上回る生産が生じ、余剰は輸出されることになる。このように輸出補助金を交付しなくても、国内保護には本来の競争力にもとづかない輸出をもたら

す効果がある。直接支払いが国内販売向けにのみ交付される場合には、消費者負担型の場合と同様に、プール価格制度や個人別の国内販売と輸出との販売枠（クォータ）制度があれば、生産者は国内販売からの（直接支払いを含む）実質の手取り価格 P_d^p と輸出価格のプール価格 P_b を受け取る。したがって輸出補助金相当額は

$$\begin{aligned} ESE &= (P_d^p - P_b)Q_d \\ &= (P_b - P_w)Q_m \end{aligned}$$

と表すことができる。これを図で表すと図4(b)のようになる。このタイプの代表例はEUの砂糖の制度である。これらは小林（2005）に詳しい。

3. アメリカの穀物型の実質的輸出補助システム

アメリカのWTO規定上の輸出補助金支出額は1999年で8000万ドルであり、EUの55億8000万ドルに比べればはるかに小さい。しかもWTOドーハ・ラウンドにおいては5年間のうちに輸出補助金を完全撤廃することを提案している。しかし、アメリカはWTO上で削減対象となっている明示的輸出補助金は少ないが、多様な実質的輸出補助金を多用している。

アメリカは国内価格と輸出価格が等しい ($P_d = P_w$) が、いくつかの生産者刺激的な直接支払い（より具体的には、2001年以前は、マーケティングローンまたは融資不足払い、固定支払い、市場損失支払いの3段階、2002年以降はマーケティングローンまたは融資不足払い、固定支払い、復活不足払いという3段階の政策的手段）によって、生産者の実質的受取価格 P_d^p が引き上げられている。前節のEUの砂糖のような国内販売

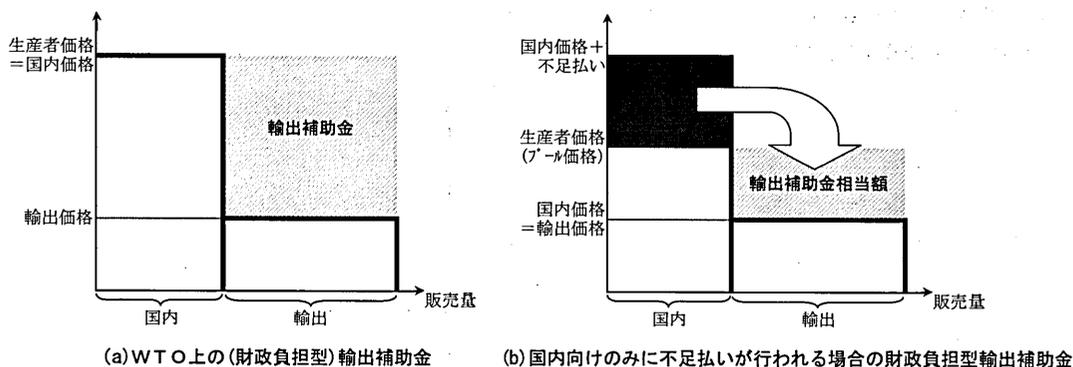


図4 WTO上の輸出補助金と国内向け直接支払いの一部による財政負担型輸出補助金

部分だけに直接支払いが行われるのではなく、輸出される部分も含めた生産全体に対して補填がなされるため、図5(a)と(b)とを比較すると明らかなように、「隠れた」輸出補助金というよりも、むしろ、通常の輸出補助金部分を含むWTO上の実質的輸出補助システムであるといえる。

輸出補助金相当額は

$$ESE = (P_d^p - P_w) Q_m$$

と表される。 $P_d^p - P_w$ は、作物単位当たりの政府支払い額の計である。図5(b)では、輸出補助金相当額は、斜線の矩形ABCDのうち破線(ミシン目)の右側の部分である。

通常の輸出補助金部分を明らかに一部に含む全体的な保護なのに、これが輸出補助金にならないのはなぜか。これは、先のアメリカの酪農と同じように、制度として輸出を条件として(export contingent)いないという点である。法律論的には、結果的に輸出支援に使われても、制度として輸出に対する支払いと明示されていないければ、形式的ながら、輸出補助金にはならないというのである。

こうして、このアメリカの穀物等への制度は、本来なら輸出補助金として「全廃」の対象となるはずが、国内保護政策として分類されて、これまでも緩い削減ですまされてきた。そればかりか、「復活不足払い」=「countercyclical支払い」については、今後の削減対象にもならない可能性がある。「countercyclical支払い」は、生産量は何年前の水準を基準としているが、価格は現状とリンクしているから、「黄」(削減対象)の政策といわざるを得ないと考えられたが、「青」(当面削減対象から外す)の政策の要件に、「生産調整を伴わなくても、現在の生産に関連しない(つまり、過去の面積に基づいた支払いで、現在、何をつくっ

ても、またつくらなくてもよい)政策、というのをEUとの合意で入れ込んで、削減義務自体を回避しようとしているのである。実質的には、数量の基準年を数年ずらしているだけと考えられる。しかし、これに対しては、さすがに、ブラジル等が反発し、決着は今後の交渉にゆだねられることになっている。また、「固定支払い」は、デミニミス(最低限)の政策(補助額が生産額の5%以内)として削減を回避してきたが、今後はデミニミスは削減対象にはなることが、WTOの枠組み合意で決定された。

このようにして、かなり明白な実質的輸出補助金である米国の穀物等への国内政策は、国内政策としての削減は強化される可能性があるものの、輸出補助金の全廃が約束されたこととは無関係であるかのように、今後も、そう簡単に廃止される見込みはないのである。ただし、ブラジルの提訴による綿花のパネルでは、米国の国内政策がブラジルに損害(serious prejudice)を与えたと認定し、それを是正しないとブラジルが相殺関税を発動できることになった。これは、米国の国内政策に貿易歪曲性の視点からメスが入ったことを意味し、今後の展開が注目される(伊藤, 2005)。

アメリカの穀物等の輸出補助金相当額と各国の国内・輸出価格差の検証

1. アメリカの輸出補助金相当額

ここでは、アメリカにおいて、第3のタイプの実質的輸出補助につながる国内支持が行われている品目のうち、小麦、トウモロコシ、米の主要3品目についてESEを計測する。ESEは、作物単位当たりの政府支払い額の計に輸出量を乗じることで計算できる。政府支払い額は中核主産地の受け取る政府支払い額(磯田, 2003)の平均値を用いる。輸出量、輸出価格は

FAOSTAT から得られるデータを利用し、1996年～2003年の各年の ESE を算出する。結果は表 1～表 8 に示している。

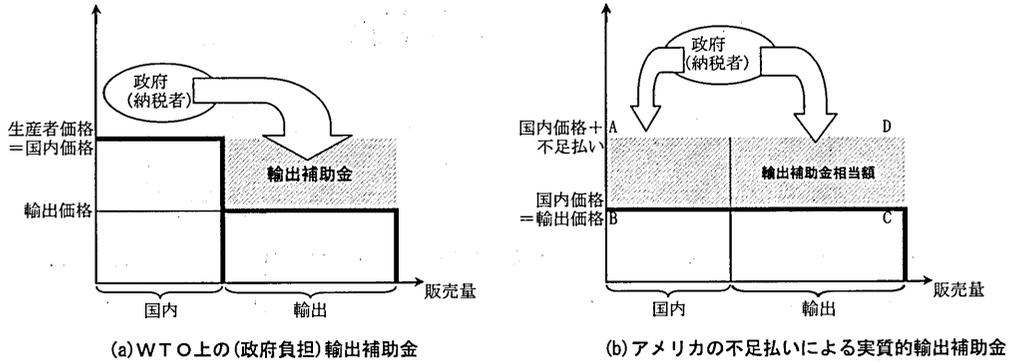


図5 WTO上の輸出補助金とアメリカの不足払いによる実質的輸出補助金

表1 アメリカの輸出補助金相当額 (1996年)

	政府支払い額合計 (ドル)	輸出量 (トン)	輸出補助金相当額 (万ドル)
小麦	36.3	31150000	113045
トウモロコシ	9.57	52410000	50156
米	60.4	2640356	15958
計			179159

表2 アメリカの輸出補助金相当額 (1997年)

	政府支払い額合計 (ドル)	輸出量 (トン)	輸出補助金相当額 (万ドル)
小麦	25.0	25768091	64392
トウモロコシ	19.4	41791696	81246
米	58.1	2296002	13350
計			158988

表3 アメリカの輸出補助金相当額 (1998年)

	政府支払い額合計 (ドル)	輸出量 (トン)	輸出補助金相当額 (万ドル)
小麦	39.0	27003721	105299
トウモロコシ	26.1	42125446	110029
米	104.8	3112693	32630
計			247957

表4 アメリカの輸出補助金相当額 (1999年)

	政府支払い額合計 (ドル)	輸出量 (トン)	輸出補助金相当額 (万ドル)
小麦	60.4	28445452	171827
トウモロコシ	36.5	51975145	189798
米	170.8	2668066	45576
計			407200

表5 アメリカの輸出補助金相当額 (2000年)

	政府支払い額合計 (ドル)	輸出量 (トン)	輸出補助金相当額 (万ドル)
小麦	60.0	27830150	167089
トウモロコシ	35.3	47970790	169384
米	183.7	2736462	50269
計			386743

表6 アメリカの輸出補助金相当額 (2001年)

	政府支払い額合計 (ドル)	輸出量 (トン)	輸出補助金相当額 (万ドル)
小麦	35.8	25782618	92218
トウモロコシ	23.6	47943762	113057
米	159.7	2622087	41878
計			247153

表7 アメリカの輸出補助金相当額 (2002年)

	目標価格 (ドル/トン)	輸出価格 (ドル/トン)	固定支払い単価 (ドル/トン)	輸出量 (トン)	輸出補助金相当額 (万ドル)
小麦	141.9	149.8	19.12	24245829	46352
トウモロコシ	102.4	107.5	11.02	47685821	52567
米	231.3	237.3	51.76	3266872	16910
計					115829

表8 アメリカの輸出補助金相当額 (2003年)

	目標価格 (ドル/トン)	輸出価格 (ドル/トン)	固定支払い単価 (ドル/トン)	輸出量 (トン)	輸出補助金相当額 (万ドル)
小麦	141.9	155.7	19.12	25429428	48615
トウモロコシ	102.4	114.5	11.02	43411753	47855
米	231.3	272.5	51.76	3784544	19590
計					116060

2. 主要食料輸出国の国内・輸出価格差の検証

第一のタイプの「隠れた」輸出補助金については、鈴木・木下(2001)でカナダの乳製品型、藤井(2005)で豪州の小麦ボード型が試算されているが、このタイプについて、より幅広く検証するためには、国内価格と輸出価格との格差、つまり、ダンピングの存在をまずチェックすることが有益である。そこで、本稿では、主要な穀物とその主要な輸出国について、国内価格と輸出価格との格差を検証する。対象とする国および品目は以下の通りであり、データにはFAOSTATの1993年～2002年の各年の国内生産者価格と輸出価格を用いる。なお、国内生産者価格は自国通貨表示となっ

ているため、米ドルに換算している。ただし、ブラジルとアルゼンチンについては99年以前の為替レートが入手できなかったため2000年以降についてのみ対象としている。

- (1)アルゼンチン：小麦、トウモロコシ、大豆
- (2)ブラジル：大豆
- (3)カナダ：小麦
- (4)オーストラリア：小麦
- (5)タイ：米
- (6)フランス：小麦、トウモロコシ

米の最大の輸出国はタイであり、アメリカの他にインド、ベトナム、中国、パキスタンなどが主な輸出国

である。また、世界の米の生産量に対する貿易量の割合は約7% (2003年) であり、小麦やトウモロコシに比べてかなり低く、「薄い市場」と呼ばれている。トウモロコシについては、大規模な輸出国は世界でもアメリカのみであり、国際市場において高いシェアを占めている。アルゼンチン、中国など他の輸出国は輸出補助を譲許していない。小麦は、アメリカが最大の輸出国であり、2500~3000万トンを輸出している。小麦は国際市場の寡占化が著しいことが特徴であり、アメリカ、カナダ、オーストラリア、EU、アルゼンチンの5ヶ国・地域によってシェアの大半が占められている。

結果は表9~表14に示している。

計測結果と含意

アメリカのESEは3品目合計で見ると1999年の40億7000万ドルをピークに減少し、2003年には11億6000万ドルになっている。この3品目以外にも大豆、大麦、ソルガム、綿花等で同様の国内支持政策が行われているのであるから、2003年のアメリカのAMSが154億ドル、PSEが388億ドルであることを考えると、決して無視できない大きさであることが分かる。

品目別に見ると、アメリカは米の輸出補助をWTOに譲許しているが、2002年の輸出補助実績はゼロである。財政からの輸出補助金以外の様々な国内保護措置が、200万トンを超える恒常的な米の輸出を可能にしていると考えられる。

表9 カナダにおける国内価格と輸出価格との格差

		国内生産者価格 (カナダドル)	国内生産者価格 (米ドル)	輸出価格 (米ドル)	ダンピング率
小麦	1993年	80	68.0	122.9	-
	1994年	91	77.4	120.8	-
	1995年	135	114.8	174.0	-
	1996年	164	139.4	205.9	-
	1997年	136	115.6	167.4	-
	1998年	121	102.9	158.0	-
	1999年	110	93.5	141.5	-
	2000年	104	88.4	132.5	-
	2001年	118	100.3	144.3	-
	2002年	142	120.7	160.9	-

表10 オーストラリアにおける国内価格と輸出価格との格差

		国内生産者価格 (豪ドル)	国内生産者価格 (米ドル)	輸出価格 (米ドル)	ダンピング率
小麦	1993年	181	133.9	147.2	-
	1994年	174	128.8	124.7	3.2
	1995年	237	175.4	152.9	12.8
	1996年	260	192.4	214.4	-
	1997年	212	156.9	169.2	-
	1998年	198	146.5	145.1	1.0
	1999年	187	138.4	129.2	6.6
	2000年	195	144.3	125.2	13.2
	2001年	232	171.7	144.1	16.1
	2002年	262	193.9	153.1	21.1

表11 フランスにおける国内価格と輸出価格との格差

		国内生産者価格 (フラン)	国内生産者価格 (米ドル)	輸出価格 (米ドル)	ダンピング率
小麦	1993年	993	177.8	168.9	5.0
	1994年	864	157.7	158.4	—
	1995年	904	183.3	181.3	1.1
	1996年	893	176.3	195.2	—
	1997年	865	153.6	162.3	—
	1998年	757	129.7	142.8	—
	1999年	742	121.3	123.4	—
	2000年	744	105.7	114.2	—
	2001年	758	102.2	115.3	—
	2002年	107	101.9	120.9	—
トウモロコシ	1993年	949	169.9	226.4	—
	1994年	814	148.6	206.7	—
	1995年	978	198.3	253.3	—
	1996年	964	190.4	244.4	—
	1997年	837	148.7	189.6	—
	1998年	787	134.8	176.6	—
	1999年	806	131.7	167.8	—
	2000年	812	115.4	150.4	—
	2001年	798	107.6	148.9	—
	2002年	114	108.5	150.2	—

註) 2002年の国内通貨単位はユーロ

表12 タイにおける国内価格と輸出価格との格差

		国内生産者価格 (精米換算・パーツ)	国内生産者価格 (精米換算・ドル)	輸出価格 (ドル)	ダンピング率
米	1993年	4593	183.4	271.9	—
	1994年	5506	221.3	334.7	—
	1995年	5903	239.6	322.4	—
	1996年	7674	306.0	380.4	—
	1997年	7817	265.8	407.5	—
	1998年	9470	236.2	331.1	—
	1999年	7970	214.9	295.5	—
	2000年	6869	174.6	279.3	—
	2001年	6406	147.1	214.4	—
	2002年	6321	149.7	233.3	—

註) 籾と精米の換算率は10：7とする

表13 アルゼンチンにおける国内価格と輸出価格との格差

		国内生産者価格 (ペソ)	国内生産者価格 (米ドル)	輸出価格 (米ドル)	ダンピング率
小麦	2000年	108	106.5	110.5	-
	2001年	122	120.4	120.6	-
	2002年	379	121.0	121.2	-
トウモロコシ	2000年	81	79.9	93.6	-
	2001年	83	81.9	90.9	-
	2002年	238	76.0	97.5	-
大豆	2000年	180	177.5	188.4	-
	2001年	170	167.7	169.0	-
	2002年	471	150.4	181.5	-

表14 ブラジルにおける国内価格と輸出価格との格差

		国内生産者価格 (リアル)	国内生産者価格 (米ドル)	輸出価格 (米ドル)	ダンピング率
大豆	2000年	286	154.8	190.0	-
	2001年	354	150.8	173.9	-
	2002年	350	121.0	189.9	-

次に、国内価格と輸出価格との格差に基づくダンピング輸出の可能性についての検証結果を見ると、オーストラリアの小麦で若干（数%～20%程度）のダンピングが見られる以外は、輸出価格が国内価格を下回るケースはほとんど観察されない。むしろ逆に、とりわけタイの輸出価格は国内価格より大幅に高く、CPグループ等の独占的輸出業者が、国内の生産者から米を安く買いたたく、「買手独占」(monopsony) ないし「買い手寡占」(oligopsony) の問題が提起される。この分析は別途行う必要がある。

なお、国内価格と輸出価格との格差の検証は、第一のタイプの「隠れた」輸出補助金をチェックしたものであり、第二のタイプがありうることを忘れてはならない。小林(2005)では直接支払いによる財政負担型ESEについてEUの砂糖を事例に分析し、その他の輸出補助を受けていないと見られる多くの事例が、本来の競争力によってのみ食料の大規模輸出を可能にしているわけではないかもしれないという可能性を示唆した。生産刺激的な直接支払いが国内販売について行われている場合、国内販売分に関する生産者の実質手取り価格が引き上げられて、輸出価格と格差が生じるので、実質的には、第一のタイプのダンピング輸出と類似の状況が生じている可能性がある。

第一のタイプの国内価格と輸出価格との格差の検証についても、今回の調査対象とした国や品目が少なかったため、今後さらに拡大した検証を行うとともに、第二のタイプの直接支払いによって実質的に国内販売分の生産者手取り価格が引き上げられている可能性の検証についても、EUの砂糖等と類似の制度がないか、各国の制度を検証しつつ、分析対象を広げたいと考えている。もちろん、第三のタイプに分類したアメリカの穀物等への直接支払いのように、国産と輸出を含めた全体への直接支払いで、実質的輸出補助金として機能している制度も、他の国々も存在するので、それらも検証していきたい。

文 献

- 安達英彦・鈴木宣弘 2005 「国産プレミアム」を導入した内外価格差問題の再検討。九大農芸誌、60: 253-274
- 磯田 宏 2003 アメリカにおける経営安定対策の実相と教訓—農業所得政策の到達点と2002年農業法—。矢口芳生編著：農業経営安定の基盤を問う。農林統計協会、東京、177-219頁
- 藤井俊明 2005 オーストラリア小麦ボードの輸出補助金相当額の計測。九州大学卒業論文、福岡
- 伊藤正人 2005 農業政策及び農産物貿易に関するWTO紛争処理の動向。2005年10月6日農林水産

- 政策研究所特別研究会資料, 東京
- 加賀爪優 2000 農産物貿易における国家貿易企業の
一元的活動の市場歪曲性について, 生物資源経済
研究, 6: 95-113
- 川瀬剛志・荒木一郎 2005 WTO 紛争解決手続きに
おける履行制度, 三省堂, 東京
- 小林弘明 2005 国内保護が転化した輸出補助-EU
の砂糖, インドのコメ・小麦の事例-, 2005年10
月6日農林水産政策研究所特別研究会資料, 東京
- 空閑信憲 2005 国家貿易企業体による価格差別措置
がもたらす貿易歪曲性について, 2005年10月6日
農林水産政策研究所特別研究会資料, 東京
- 小沢健二 1999 カナダの農業と農業政策: 歴史と現
状, 輸入食糧協議会事務局, 東京
- 鈴木宣弘・木下順子 2001 輸出国貿易機関による
市場歪曲生の計測手法の開発-隠れた輸出補助金
に相当する価格差別による歪曲度の計測-, 農業
市場研究, 10: 21-29
- 山下一仁 2004 国民と消費者重視の農政改革, 東洋
経済新報社, 東京

Summary

There are several types of hidden export subsidies unregulated in the current WTO rules. We need a theoretical definition and a practical measurement of "hidden" export subsidies in order to regulate and eliminate them under the WTO rules. This paper classified them systematically and specified which parts should be considered to be effective export subsidies. In addition, regarding some of those measures, we calculated the amount of export subsidy equivalents (ESEs) and examined possibilities of dumping grain exports in major countries.